

第1章 総則

第1章 総則

1 目的

この審査基準は、危険物施設における許認可等の判断基準を、審査基準として明確にすることによって危険物規制事務を統一的に処理し、行政庁の判断過程の公正の確保と審査の透明性の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本審査基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

「法」 消防法

「政令」 危険物の規制に関する政令

「規則」 危険物の規制に関する規則

「告示」 危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示

「細則」 宇城広域連合消防法等施行細則